

○福岡都市圏南部環境事業組合会計年度任用職員の 任用に関する規則

〔 令和元年12月10日 〕
規 則 第 2 号

(趣旨)

第1条 この規則は、福岡都市圏南部環境事業組合会計年度任用職員の任用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 会計年度任用職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。
- (2) 採用 法第15条の2第1項第1号に規定する採用をいう。
- (3) 選考 競争試験以外の能力の実証に基づく試験をいう。

(採用の方法)

第3条 会計年度任用職員の採用は、選考によるものとする。

(任期)

第4条 会計年度任用職員を採用する場合は、当該採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任期を定めるものとする。

(その他の事項)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。